

令和5年

議会運営委員会記録

令和5年3月9日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年3月9日（木曜日）
午後 2時55分 開会 午後 3時16分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
企 画 部 次 長 兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総 務 人 権 課 長	渡 部 剛

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	議 事 課 副 主 幹	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

追加議案について

議員提出議案の確認について

午後 2時55分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長よりあいさつを求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 本日は、会期中にもかかわらず議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。3月17日に提出する議案につきましては、報告第1号、和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について、議案第27号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第11号）、議案第28号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第29号、市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第30号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）の追加議案、計5件となります。詳細については、総務部長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○待鳥美光委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。（14時56分 休憩）

再開します。（14時57分 再開）

本日の案件は、追加議案について、議員提出議案の確認についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、追加議案についてです。

令和5年3月17日付けで上程される予定の議案として、市長から、報告第1号、和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について、議案第27号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第11号）、議案第28号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第29号、市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、議案第30号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）が提出されました。

提出議案の説明を願います。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 それでは、本会議に提出する追加議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について説明いたします。

令和4年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、建設改良費の污水整備事業について、地方

公営企業法第26条第1項の規定により当該事業に係る予算を令和5年度に繰り越すものとし、同条第3項の規定により報告します。

次に、議案第27号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,412万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ335億5,430万6,000円とするものです。

当該補正予算につきましては、和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計において、保留地処分金を8,412万2,000円減額補正することに伴い、一般会計からの繰入金を増額補正するものです。

次に、議案第28号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算については、歳入の款1事業収入の保留地処分金において、保留地公売当選者から辞退の申出があり、令和4年度中の保留地処分金の納入ができないため、8,412万2,000円を減額し、その減額に合わせて一般会計繰入金を増額するものです。

次に、議案第29号、市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料等について見直しを行うため、和光市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に対して諮問を行い、審議会から答申を受けましたので、答申内容に即して本改正案を提出するものです。

改正内容といたしましては、まず、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬月額をそれぞれ1万円引き上げます。

また、市長、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ5,000円引き上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合をそれぞれ0.25月分引き上げ、年間4.4月とします。

施行年月日につきましては、令和5年4月1日となります。

次に、議案第30号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ315億851万9,000円とするものです。

当該補正予算については、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料等の改定に伴い、人件費を増額補正するとともに、その財源を財政調整基金からの繰入れをもって措置する内容となっております。

○待鳥美光委員長 以上で、提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（15時01分 休憩）

再開します。（15時02分 再開）

報告第1号、議案第27号から議案第30号については、3月17日、金曜日、第29日の閉会日の議事日程に追加し、議案、陳情に対する討論、採決の次に議題とします。報告第1号については、議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は、通告をとらずに行いたいと思います。

議案第27号から議案第30号については、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告を取らず、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○待鳥美光委員長 では、そのように決定しました。次に、休憩を取ることに付いてです。齊藤議長。

○齊藤克己議長 昨年10月14日の議会運営委員会で、追加議案が提出される場合、採決前に休憩を取ることに付いて、議会運営委員会で確認することとなりました。今回追加議案が提出されるわけですが、採決前、質疑と討論の間に休憩は必要でしょうか。御協議いただきたいと思っています。

○待鳥美光委員長 ただいま議長から発言のありましたとおり、追加議案の採決前に休憩を取ることに付いて、御意見をお願いいたします。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 とりあえず休憩は取っていただきたいと思っています。その中で質問だったり、もちろんその場でしますけれども。委員会に付託されなくて、どう判断をするのか、会派で相談したいので、休憩はぜひ取っていただきたいと、共産党としては思っています。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としても、休憩は取る必要があると考えます。今の段階で、取る取らないの判断はつきませんが、実際の議案の質疑に対して、会派としてどういうふうに意見をまとめるということもありますので、休憩を取ることに付いて緑風会は賛成です。

○待鳥美光委員長 ただいま2会派から、休憩を取る方向でという御意見がありました。それと異なる御意見の方はいらっしゃいますか。休憩を取るということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回は追加議案の採決前に休憩を取る予定となりますので、御承知おきください。追加議案については以上となります。

次に、議員提出議案の確認についてです。

2月15日の議会運営委員会において、和光市議会委員会条例の一部改正に係る議員提出議案について、執行部との調整が図られた案を配付いたしました。この議案については、文言等この内容で提出してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについては、議員提出議案として、副議長提案で提出いたします。この議員提出議案については、3月17日、金曜日、閉会日の議事日程に追加して、議案第30号の採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。また、副議長提案ですので質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。議員提出議案の確認については以上となります。

次に、議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 私からは、東日本大震災に係る黙禱についてです。本年、震災から12年が経過するわけですが、従来、3月11日またはその近辺で哀悼の意を表する黙禱を行ってまいりましたが、今年、市の対応は半旗掲揚のみで黙禱はせず、また近隣3市でも黙禱を実施しないことを確認しております。和光市としても、今回は黙禱は実施しないこととしたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○待鳥美光委員長 ただいま議長からお話のあった件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

休憩します。（15時07分 休憩）

再開します。（15時08分 再開）

安保副議長。

○安保友博副議長 申し合わせの中で、昭和63年議運決定というもので、討論が各会派1名までとするとあったと思うのですが、それを改正できないかと思ひまして。というのは、当時の状況は詳しくは分かりませんが、推察するに、会派として同じ意見であるのに、複数の人がやる必要性がないからということで、申し合わせされたのかなと思うのですが、そうじゃない場合に、同じ会派だとしても賛成・反対ということで討論を許していただきたいなということがあります。理由として、一人しか出せないといったときに、もう片方の人は、どういう対応を取ればいいのか、発言の機会を与えられないという話になりますので。今回具体的にそれがあるかどうかという話じゃないのですが、それをこの場で認めていただけないかということで、提案させていただきたいと思ひます。

○待鳥美光委員長 ただいま問題提起がございました。御意見のある方はいらっしゃいますか。
鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回の提起って非常に難しい話だなと。今までの慣例からいけば、会派でまとまるというのは、通常当たり前なのかなと思うのですが、そうじゃないこともあるので。そうだった時に、割れた時に、どちらか片方だけしか討論できないというのだけは、議員として避けなければいけないのかなと思うのです。発言の権利は、与えていくべきだと共産党としては

思うのですが、ほかの会派の意見も聞いて。私は、認めるべきだと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 ただいま、安保副議長の発言の中にもありましたけれども、先例集と申し合わせ事項の中で、会派から1名となっているわけですね。前提として、会派の賛否の表決行動は一致しているということが、恐らく前提だと思うのですが、これまでに私の会派で表決が分かれたケースはあるんですね。私が記憶している限り2回ほどあるんですけど、その際に賛否両方の討論はしていません。それは、この申し合わせに沿ってということなのですが。どうなのでしょう、議長に伺いたいのですが、申し合わせ、先例集に載っていて、本来であれば、それを変えるのは何か具体的なことが起こった時というよりは、例えば、議会改革の中でそういった提起があって、会派の在り方も含め十分に議論をして、変えるなら変えていくべきことかなと思うのですが。

一方で、市民に賛否のことをしっかりと説明する責任もあるわけで、その時どちらか一方しかできないということになると、市民としては分からないですよ。だからしっかり説明する責任もあるという中で、十分に議論をした上で、どのようにするかということになるのかと思うのですが、議長に伺いたいと思います。

○富澤啓二副委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 確かに、時間をかけて議会改革の中で、在り方から含めて議論していくのも一つだと思います。そうですね、改めて議論していただきたいと思いますが、今回のことに関しては、問題提起があり、必要性があればできなくはないと思っているのですが、どうでしょうか。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 例えば今回、そういう必要性があると思っていて、市民にしっかり説明していくべきだと思います。確認したいのは、申し合わせ事項のルールそれ自体を変えるのか、今回限りの特段のやり方として、前例としないで、次期の議会改革なり議運なりで、しっかり議論していく前提なのか。そこだけ確認を。

○富澤啓二副委員長 休憩します。(15時13分 休憩)

再開します。(15時14分 再開)

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

金井委員。

○金井伸夫委員 私どもは、もともと党議拘束なしということで会派をつくっているんで、渡りに船というか、安保議員の提案は非常にありがたいなど。やはり、割れる場合は討論するというので、お願いしたい。賛成です。特例でやるということで、いいのではないかと思います。

○待鳥美光委員長 それでは、御意見出ましたけれども、今回に限り、もし会派で賛否が分か

れた場合は、今回特例として認めていくという方向でよろしいでしょうか。そして、それは前例とはせず、次期に会派の在り方も含めて議論を尽くしていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後3時16分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光